

2021年5月21日
株式会社ダイワコーポレーション

新型コロナウイルスワクチン接種時の特別休暇制度を導入

物流サービスを提供する株式会社ダイワコーポレーション（所在地：東京都品川区、代表取締役社長：曾根 和光）は、新型コロナウイルス感染拡大防止策の一環として、従業員とその家族の健康を第一に考え、全従業員を対象とした「新型コロナウイルスワクチン接種時の特別休暇制度」を導入いたしました。

当社のワクチン接種率を高めることは、従業員の感染、重症化の予防・クラスター発生予防などウイルスまん延防止につながり、お客様や協力会社様をはじめとするステークホルダーや、従業員とその家族の安全・安心につながるものと判断しました。「新型コロナウイルスワクチン接種時の特別休暇制度」は、従業員がワクチンを接種する際はもちろん、従業員の家族がワクチン接種する際に付き添いが必要な場合や、副反応発生時に看護が必要な場合も特別休暇の取得を許可する制度です。

【新型コロナウイルスワクチン接種時の特別休暇制度】

■ 対象者

- ・正社員、顧問、契約社員、パートなど、直接雇用の全従業員

■ 対象期間

- ・政府または地方自治体が定める新型コロナワクチン接種実施期間に準ずる。

■ 実施内容

ワクチン接種当日（1回目及び2回目）：

- ・所定就業日にワクチン接種を行う場合、接種当日は特別休暇とする。
- ・従業員の家族がワクチンを接種する際に付き添いが必要な場合、付き添い日は特別休暇とする。

ワクチン接種翌日以降：

- ・ワクチン接種翌日以降に副反応が発生し体調不良により就業が困難な場合、特別休暇の取得を可とする。
- ・従業員の家族に副反応が発生し、その家族の看護が必要な場合、特別休暇の取得を可とする。

※副反応の症状によって期間は要相談。

当社は物流業・エッセンシャルワーカーとして、新型コロナウイルスの感染拡大防止と、従業員やそのご家族、ステークホルダーの皆様の安全確保のため、これからも万全を尽くしてまいります。

【参考資料】当社の新型コロナウイルスに対する取り組み

- 「新型コロナファイトファンド」を確保し、従業員に支給（2019年3月31日）
- 10日間の有給休暇を特別付与（2020年度）
- 不織布マスク、アルコール消毒液、アルコールジェルの配付、備蓄（2020年度）
- 社用車・マイカー・自転車通勤の特別許可（2020年3月3日～9月30日）
- 安否確認サービスを活用し「新型コロナウイルス流行に伴う確認」のアンケートを毎日実施（2020年3月4日～）
- 保育園・幼稚園、学童保育、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校の休校による特別休暇取得（2020年3月1日～）
- 時差出勤、在宅勤務の推奨（2020年4月3日～）
- WEB会議利用による会議やMTGの実施（2020年5月1日～）

【会社概要】

会社名： 株式会社ダイワコーポレーション
代表： 代表取締役社長 曾根 和光
本社： 東京都品川区南大井六丁目17番14号
電話： 03-3763-4511（代表）
ホームページ： <http://www.daiwacorporation.co.jp/>
設立： 1951年10月
資本金： 90,000千円
事業内容： 普通倉庫業、倉庫施設等の賃貸業、ビル賃貸業、自動車運送取扱事業、損害保険取扱業、不動産業、輸出入貨物取扱業、宅地建物取引業

<報道関係者お問い合わせ先>

ダイワコーポレーション広報事務局

担当：青木（090-3903-5644）・杉村（070-1389-0175）

TEL：03-5411-0066 FAX：03-3401-7788 メール：pr@netamoto.co.jp